土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設

○個人が、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に取得した国内にある土地等で、その年の 1 月 1 日において所有期間が 5 年を超えるものの譲渡をした場合には、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額から 1,000 万円(1,000 万円に満たない場合はその金額)が控除されます。

＜控除適用例＞